

坂井市景観づくり基本計画

目を閉じて思い浮かぶ
美しいふるさと坂井

かわることのない懐かしさと安心感
未来を予感させる新しさと期待感

坂井市

《 目 次 》

序 章 景観づくりの意義

- 1.『景観』とは…………… 1
- 2.景観づくりの重要性…………… 2
- 3.計画の位置づけと役割…………… 4

第1章 坂井市の景観

- 1.坂井市の景観の特徴…………… 5
- 2.景観構造…………… 13
- 3.これまでの景観行政…………… 27
- 4.景観づくりにおける課題…………… 35

第2章 景観づくりの目標

- 1.景観づくりの基本理念…………… 37
- 2.景観づくりの基本目標…………… 38

第3章 景観形成方針

- 1.エリア別景観形成方針…………… 39
- 2.景観構成要素の整備指針…………… 57

第4章 景観形成重点地区

- 1.景観形成重点地区の選定…………… 67
- 2.景観形成重点地区の景観形成方針…………… 70

第5章 景観づくりの進め方

- 1.今後の景観づくりの進め方…………… 77
- 2.景観法の活用…………… 79
- 3.市民主役の景観づくりを促す自主制度…………… 81

資料編

- 1.坂井市景観行政推進計画策定委員会名簿…………… 91
- 2.策定経過…………… 92

序章 景観づくりの意義

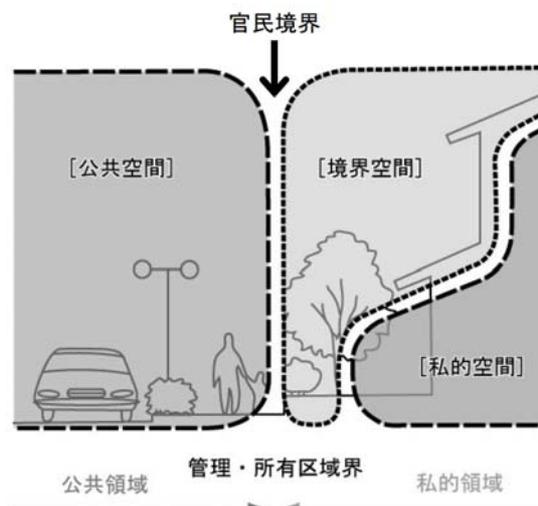
1 『景観』とは

(1) 対象

- ・「景観」とは、一般的には、「景色」、「眺め」のことであり、私たちが「視覚」によって得るすべての情報のことを「景観」と考えることができます。
- ・私たちが暮らす空間である「まち」や「むら」は、建築物や道路、公園、都市景観サイン、ストリートファニチャー、緑、水辺空間など、主として様々な人工物によって構成されており、多くの人々が都市に暮らす現代において景観を考えるとき、都市内の人工物に注目しがちですが、都市の背景を構成する自然環境も重要な「景観」の要素として考えられます。
- ・この他、市民や事業者による都市活動などの人々の営みや、年月が刻み込む風合いなどが物的側面と一体となって醸し出す雰囲気があり、これらを意識しながら景観を考えることが重要です。
- ・このため、本計画においては、都市を構成する建築物や道路、公園、都市景観サイン、ストリートファニチャー、緑、水辺空間などに代表される物的な都市の表層の風景だけでなく、その背景となる自然景観、これまで本市を育んできた心象風景などを幅広く、総合的に取り扱うこととします。

(2) 空間

- ・空間を所有関係で区分すると「公共空間」と「私的空間」に分けることができますが、「景観」は、道路や公園などの公共空間だけでなく、これらと一体となって視界に入る「私的領域」にある建築物、塀や生け垣等によって形成されています。
- ・これらの境界空間の部分は、「景観」を構成する重要な要素であり、きわめて公共性が高い私的空間であるため、行政だけでなく、市民や事業者等と連携し、協力しながら景観づくりに取り組む必要があります。



(1) 社会的背景

《 これまでのまちづくりの到達点と今後の方向性 》

- ・これまで我が国は、社会資本ストックの量的充足を目指し、一貫して高い投資水準を維持してきましたが、長引く経済の停滞、本格的な少子高齢社会の到来、地球環境問題への関心の高まり、高度情報化時代への突入など、都市づくりを取り巻く社会経済情勢が大きく変化しています。
- ・このような背景のもと、これまでの行政主導のまちづくりから市民主役のまちづくりへと方向を修正するとともに、行政は文化性や美しさなどのまちづくりの要素を付加的要素ではなく本来的要素として位置づけ、本当の意味で暮らしやすい都市環境を整備していくことが重要になっています。
- ・このため、市民自らが身近な環境改善活動に主体的に取り組むことを促進する上で、また、暮らしやすさを実感できる都市づくりを進める上で、景観づくりを今後の都市政策の重要課題として位置づけ、戦略的かつ持続的に取り組んでいきます。

(2) 景観法の制定

- ・全国的な景観に対する関心の高まりなどを背景として、地方自治体の積極的な景観行政を支援する景観法が平成 16 年に施行され、より一層良好な景観形成に向けた取り組みを推進していくことが強く求められています。

《 参考—景観法の基本理念 》

(基本理念)

第2条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸張に資するよう、その多様な形成が図られなければならない

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取り組みがなされなければならない

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない

(3) 坂井市における景観づくりに関する総合的な指針の必要性

《 美しいまちの実現に向けた景観づくりの指針 》

- ・坂井市の多様な個性を活かした美しいまちを実現し、私たち坂井市民が、便利さを超えた暮らしやすさ、誇りと愛着を実感できるように、良好な景観形成を推進する総合的な指針が必要です。

《 多様性と一体性のある良好な景観づくりの指針 》

- ・坂井市は、広大な坂井平野を中心に周囲を取囲む山地丘陵、海岸線を市域に含み、多様で連続的な自然環境を有しています。
- ・また、各地区それぞれの風土にあわせて培われてきた歴史文化が“まち”や“むら”、“祭り”など目に見えるものや人の活動に滲み出ています。
- ・合併によって、これらの多様で連続的な景観のまとまりを、一つの行政区域内に持つこととなったことから、広域性・一体性、それぞれの個性を活かした景観づくりを進めるための指針が必要です。

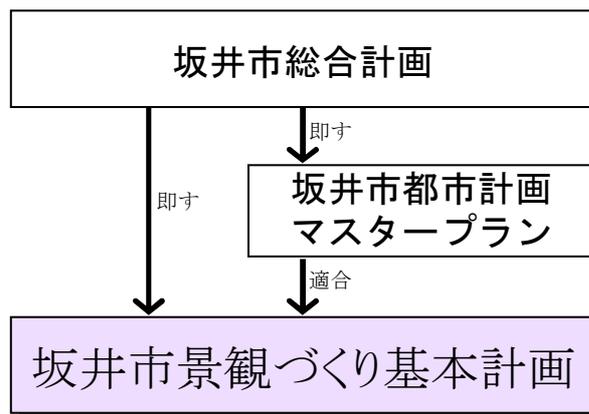
《 市民の主体的な景観づくりを後押しする景観づくりの指針 》

- ・景観は視野に入るもの全てで構成されていることから、行政が直接的に整備を進める領域は限られており、市民や事業者が主体となった景観づくりが不可欠です。
- ・市民等が主体的な景観づくりの活動に取り組みやすいように、景観づくりの進め方、景観づくりの方向性を分かりやすく示す指針が必要です。

3 計画の位置づけと役割

(1) 位置づけ

- ・「坂井市景観づくり基本計画」は、地方自治法第2条第4項に規定されている「市町村の基本構想」（坂井市総合計画）に即した内容として定めます。
- ・さらに、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本方針」（坂井市都市計画マスタープラン）と整合を図り策定します。



(2) 役割

美しいまちの実現に向けた今後の景観づくりの総合的な指針

- ・「坂井市景観づくり基本計画」は、坂井市の特性を活かした美しいまちの実現を目指し、中長期的視点に立った実効性のある景観づくりの指針、実現に向けた戦略的な施策を展開していく上での総合的な指針としての役割を担います。

市民主役のまちづくりを景観面で推進する指針

- ・市民や事業者が主体となった積極的な景観づくりが不可欠であり、本計画は市民等と行政がともに考え、協力し合いながら市民主役の景観づくりを実践していく上での指針としての役割を担います。